

(目的)

第1条 この要領は、岡山市緊急通報システム事業実施要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要領で使用する用語の意義は、この要領に特段の定めのない限り、要綱で使用する用語の例による。

(緊急通報システムの構成)

第2条 緊急通報システムの構成等は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通報システムは、端末装置、センター装置及び固定電話回線により構成される。
- (2) 端末装置（要綱の緊急通報装置又は緊急通報システム機器をいう。）は、利用者宅に設置し、緊急通報装置及びペンダント式発信装置の2点により構成される。
- (3) センター装置は、センター受信処理装置、表示処理装置（パソコン）、緊急連絡用電話機、様態確認用電話機及び無停電無瞬断電源装置等で構成し、消防局消防情報通信センター内及び高齢者福祉課内に設置する。
- (4) 固定電話回線（ダイヤル電話回線又はプッシュホン電話回線をいう。）は、利用者宅に設置されている既設の電話回線を利用する。

(対象者)

第3条 要綱第3条の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 現に市内に居住し、在宅で生活している者を対象とし、申請時において、施設入所中の者及び病院入院中の者は対象としない。
- (2) おおむね65歳以上は、当該年度の前年度までに満65歳の誕生日を迎えた者又は当該年度内に満65歳の誕生日を迎える者とする。
- (3) 60歳以上65歳未満は、申請時において、60歳以上65歳未満の者（当該年度内に満65歳の誕生日を迎える者を除く。）とする。
- (4) 一人暮らしは、現に一人で生活している者（同一敷地内及びその隣家に3親等以内の親族がいない単身世帯をいう。）とし、昼間のみ又は夜間のみ一人暮らしとなる者は、対象としない。
- (5) 病弱な者は、高血圧、心臓疾患又は糖尿病等の慢性疾患を有し、突発的な生命の危険に陥るおそれのある者をいう。
- (6) 重度身体障害者は、上肢、下肢、体幹、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害又は心臓機能障害について、それぞれ1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者をいう。
- (7) おおむね65歳以上の者のみの世帯は、夫婦に限定しない。この場合において、親子、兄弟姉妹も対象とする。
- (8) 寝たきりは、申請時において、一日の大半が寝たきりである状態が6月以上継続しているものをいう。
- (9) 重度身体障害者のみの世帯は、夫婦に限定しない。この場合において、親子、兄弟姉妹も対象とする。

(協力員)

第4条 要綱第4条の協力員は、次のとおりとする。

- (1) 緊急時は、持病の発作等の急病時や火災等の緊急事態発生時をいう。
- (2) 近隣住民等は、近隣（原則緊急通報システムの利用希望者と同じ小学校の区域をいう。）に居住する友人・知人・親族のほか、民生委員、愛育委員、婦人会員、主治医、交番の巡査、住居管理人等をいう。
- (3) 非常時は、通報者が入院するに至ったとき、又は危篤等生命の危険な状態に陥ったときをいう。
- (4) その他緊急通報時に必要な処理事項は、次のとおりとする。
 - ア ガス、水道、電気等の点検及び戸締まり（火元の安全確認を含む。）
 - イ 救急車の誘導

ウ 病院等への付き添い

エ 救急入院した場合におけるマイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。）等の病院等への提示

オ その他必要な事項

2 利用希望者は、自宅の鍵を可能な限り協力員1人以上に預けるよう努めるものとする。

（医師の診断書）

第5条 要綱第5条第2項の医師の診断書は、次のとおりとする。

（1）必要項目は、氏名、性別、生年月日、住所、病名、発病年月日、既往症、経過及び現症、医師意見（治療中の病気から判断される必要度）、診断年月日、医療機関情報（所在地、名称、医師氏名）とする。

（2）診断書の作成費用は、利用者負担とする。

（3）生活保護法による、被保護世帯については、要綱第5条第2項の規定にかかわらず、福祉事務所長の意見書をもって診断書にかえることができる。

（承諾書）

第6条 要綱第5条の2第1項の借家等に居住している場合は、自己所有の住宅であって、自己居住に供するもの（区分所有権を含む。）以外の家屋、居室等に居住している場合をいう。

2 担当課の所属長は、要綱第5条の2第2項の緊急通報システム機器設置等承諾申請書（様式第4号の2）を受付した場合、住宅課長へ速やかに送付しなければならない。

（緊急通報システム機器の設置）

第7条 要綱第7条の機器は、要綱別表（以下「別表」という。）のA及びBの階層にあつては、貸与し、その他の階層にあつては、給付するものとする。

2 別表中、利用者世帯の階層区分欄の生計中心者とは、利用者の属する世帯を事実上主宰し、生計維持の中軸となる者をいう。ただし、利用者が一人暮らしの者については、生計中心者を利用者として読み替えるものとする。

（費用負担）

第8条 要綱第8条の機器の設置に要する費用は、機器本体の費用として次の各号に掲げるもの、設置工事費用及び消費税の合計額とし、その単価は、毎年度の入札によるものとする。

（1）緊急通報装置（ハンズフリーボックス内臓型） サイズ 165(H)×190(W)×45(D)mm、重量約 0.8 kg

（2）ペンダント式発信装置（日常生活防水） サイズ 64(H)×416(W)×17(D)mm、重量約 30g

2 利用者の負担する費用は、別表のG階層を除き、機器本体の費用の一部とする。

3 通話料は、利用者負担とする。

4 機器の維持保守に要する費用は、電池交換作業費及びその他の修繕費の合計額とする。

（業者の費用の請求）

第9条 要綱第9条第2項の公費負担額は、前条に定める機器の設置に要する費用から別表に掲げる利用者負担額を控除した額とする。

（緊急通報システム機器の管理）

第10条 要綱第10条第1項の善良な管理者の注意は、民事責任の成立要件である過失の前提となる注意義務で、取引上一般的に要求される注意をいい、その人の職業・経験・社会的地位などに応じて普通に要求される程度の注意をいう。

（緊急通報システム機器の返還等）

第11条 要綱第12条第2項の機器の返還に要する費用は、同条第1項第3号に定めるものを除き、原則として市が撤去費用を負担するものとする。

（協力員の確保及び届出）

第12条 要綱第13条第1項の協力員の確保は、原則3人以上とするが、実務の取扱上やむを得ない場合は、

2人以上確保されれば足りるものとする。

2 要綱第13条第3項の直ちに協力員とする必要がない場合は、4人以上の協力員の届出があった場合をいう。

(その他)

第13条 緊急通報システムにおけるデータ入力項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目は、次のとおりとする。

- ア 利用者（氏名、性別、生年月日、電話番号、住所、居宅の目標、病名）
- イ 非常時の連絡先（氏名、住所、電話番号、続柄）
- ウ 住居管理者（氏名、住所、電話番号）
- エ 医療機関（名称、所在地、電話番号）及び主治医（氏名）
- オ 協力員（氏名、続柄、性別、生年月日、電話番号、住所、対応時間、鍵の有無）

(2) 追加項目は、次のとおりとする。

- ア ペンダント（ID）コード
- イ 住民コード
- ウ 福祉事務所コード
- エ 福祉電話種別コード
- オ 住宅コード
- カ 階層区分コード
- キ 対象者種別コード

附 則

この要領は、平成元年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。